

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度のお知らせ

経済的な理由により市立の小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を市が援助します。令和8年1月8日からオンライン申請の受付を開始します。

援助を受けることができるのは

(次のいずれかにあてはまるとき)

- (1) 申請年度に対する前年の世帯の所得額が教育長の定める基準(下表参照)以内のとき。
- (2) 市民税が非課税世帯のとき、または減免を受けているとき。
- (3) 国民年金保険料の免除、または国民健康保険税の減免を受けているとき。
- (4) 児童扶養手当の支給を受けているとき。(児童手当は対象となりません。)

※生活保護を受けているときは受給できません。

※多気中学校へ就学の場合は多気町教育委員会 (TEL 38-1121) へお問い合わせください。



所得基準のめやす

下表はおおよそのめやすで、生計同一世帯の人数や年齢、住宅形態等により異なります。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
世帯全員の合計所得額	約200万円	約270万円	約320万円	約370万円	約420万円	約470万円

所得額とは、給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。事業所得者は、収入から必要経費を引いた金額です。
賃貸住宅にお住いの場合は、上記合計所得額に住宅扶助分を加算した基準で審査します。

申請手続きについて

※継続の方も毎年申請が必要です。

令和8年度
申請フォーム



【申請方法】 ①または②の方法により申請してください。

- ①オンライン申請 右の申請フォームもしくは次のURLから申請してください。
・<https://logoform.jp/form/TY2e/1232698>

- ②窓口での申請

【必要な物】

- 申請者（保護者）名義の通帳等、振込先のわかるもの
- 承認（決定）通知書の写し
(国民年金保険料の免除、
市民税・国民健康保険税の減免を受けている方のみ)

※令和8年1月1日現在、松阪市に住民票のない方は、学校教育課又は各教育事務所にてマイナンバーの届出を行ってください。届出にはマイナンバーのわかるもの及び本人確認ができる書類が必要です。
(オンライン申請ではマイナンバーの提出はできません。また、前年度までにすでに届出済の場合は届出不要です。)

【窓口での申請場所】（お問い合わせ先）

- 各小中学校
- 教育委員会事務局
学校教育課 (TEL 53-4388)
- 北部教育事務所 (TEL 48-3821)
- 西部教育事務所 (TEL 32-2300)

【受付期間】

令和8年1月8日（木）から
令和8年4月30日（木）まで

※ 5月1日以降も随時受け付けますが、
申請月分からの支給となります。

令和8年4月にお子さんが 小学校・中学校に入学される方へ

入学前に、新入学学用品費（入学準備金）の支給を受けることができます。松阪市にお住まいでの上記(1)から(4)のいずれかに該当し、令和8年4月に松阪市立の小・中学校に入学するお子さんがいるご家庭が対象です。

受付期間 令和8年1月8日～令和8年2月28日

◇支給日 1月末までの申請…2月27日
2月末までの申請…3月31日

※既に令和7年度 就学援助の認定を受けている方は、入学前支給のための手続きは不要です。
(兄姉が認定されているなど)

入学前支給を希望される方で、令和7年度に申請されていない方や、お子さんが初めて小学校へ入学される方は、令和7年度、令和8年度の両方を申請してください。

令和7年度の申請フォームはこちら⇒
(新入学学用品費申請)



※裏面もご覧ください。

援助費目

令和7年度の支給額を基に作成しています。令和8年度は変更となる場合があります。

援助費目（年額）	小学校					中学校	
	入学予定児	1年生	2~3年生	4~5年生	6年生	1年生	2~3年生
学用品費	—	12,830円	12,830円	12,830円	12,830円	23,930円	23,930円
新入学学用品費※1	57,060円	(57,060円)	—	—	63,000円	(63,000円)	—
通学用品費	—	—	2,270円	2,270円	2,270円	—	2,270円
校外活動費※2	—	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	2,310円	2,310円
給食費（実費額）	—	48,400円	48,400円	49,500円	49,500円	52,800円	52,800円
修学旅行費※3 通学費	—	実費額				実費額	

※1 新入学学用品費は、小・中学校入学前(入学予定児、小学6年生)、または1年生(4月認定)が対象です。
入学前に支給を受けた1年生及び5月以降に申請された1年生は、支給対象になりません。

※2 校外活動費とは、宿泊を伴わぬものが対象で、上記金額が上限です。
班別行動など均一に負担しない費用は対象外です。

※3 修学旅行費のうち、班別行動など均一に負担しない費用は対象外です。

入学前支給の審査について

- 令和7年度入学前支給の審査結果は、申請の翌月末までに通知します。

令和8年度の審査について

- 5月末までの申請分の審査結果は、7月に通知予定です。
6月と7月の申請分の審査結果は、8月に通知予定です。
8月以降に申請の場合は、申請の翌月に通知予定です。

※申請に不備がある場合や審査の際に提出物が別途必要な場合は、個別にご連絡します。
(オンライン申請の場合は、登録していただいたメールアドレス宛に連絡します。)

支給について

支給日: それぞれの支給日前に支給金額などをホームページ上に掲載します。

申請月	支給日（支給内容）		
4月までに申請	7/31（4月分～7月分）	12/10（8月分～12月分）	2/26（1月分～3月分）
5月に申請	7/31（5月分～7月分）		
6～7月に申請	9/30（申請月分～7月分）		
8～10月に申請	—	12/10（申請月分～12月分）	
11～1月に申請	—	—	2/26（申請月分～3月分）
2～3月に申請	—	—	随時（申請月分～3月分）

支給方法: 保護者の口座へ振り込みます。

ただし、学校納付金に滞納がある場合は、学校長口座に振り込むことがあります。

連絡事項

- 税の申告をされていない方は審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。**
所得がない方（被扶養者を除く）も、所得がない旨の申告をしてください。
- 新入学学用品費の入学前支給について、次の場合は入学前支給の対象ではありません。
 - 令和8年3月末までに市外へ転出される場合。
 - 令和8年4月に松阪市立の小中学校へ入学されない場合。
- 年度途中で世帯状況が変更になった場合は、学校教育課へご連絡ください。
- 小学生6年生及び中学生の認定者は、市が実施する学習支援事業「学習室」を利用できます。
詳しくは生活サポート係（TEL 53-4670）まで。

